

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成30年4月22日 09時20分ごろ
発生場所	愛媛県松山市柳原漁港 柳原港北防波堤灯台から真方位109° 160m付近 (概位 北緯33° 57.3′ 東経132° 46.2′)
事故の概要	漁船弁天丸は、係留中、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成30年4月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 弁天丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 2 3 1 8 9 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 同乗者、操縦免許 なし
負傷者	重傷 1人(同乗者)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、浮棧橋に係留中、通路上に使い古した漁具等の切れ端（以下「細索等」という。）が散乱している状況下、後部甲板で漁具（底引き網）を取り付ける作業を行った。 同乗者は、初めて漁具を取り付ける作業を手伝ったので、細索等を踏むと滑りやすくなることを知らずに手すりがない左舷側通路を前部甲板に向かっていたところ、足を滑らせて転倒し、右大腿骨骨幹部骨折を負った。
分析	本船は、浮棧橋に係留中、通路上に細索等が散乱していたことから、同乗者が、細索等を踏むと滑りやすくなることを知らずに手すりが設置されていない左舷側通路を移動した際、足を滑らせて転倒し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、浮棧橋に係留中、通路上に細索等が散乱していたため、同乗者が、細索等を踏むと滑りやすくなることを知らずに手すりが設置されていない左舷側通路を移動した際、足を滑らせて転倒したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、船内の整理整頓を心掛けるとともに、安全な通路を確保すること。

- | | |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、同乗者等に作業を依頼する場合、船内の行動に関する注意事項を説明すること。 |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|